

条例改正及び次期構想の再検討

基本理念 3「地域づくりと一体になった森づくり」、
基本理念 4「人材育成と共働による森づくり」、森づくり委員会

- ・ 前回（令和 7 年度第 3 回）の委員会において、森づくり条例（以下、条例）の改正案 3 点（基本理念 3，4，森づくり委員会）を提案
- ・ この案に対し、多くの否定的な意見を頂いたことから、事務局にて再度検討した結果、**条例の改正案を取り下げ、新たな次期構想の方針案**を提示する

基本理念 3「地域づくりと一体になった森づくり」について

条 例（条例第 3 条（3））

現在の条文

- ・ 持続可能な山村地域の再生及び活性化が森づくりに寄与することから、山里の営み並びに歴史及び文化の継承を通じて、**地域づくりと一体になった森づくり**を推進すること

前回の条例改正案の概要

- ・ **地域づくりの取組を山村振興部局に委ね、新規取組である「所有者に代わる新たな森林管理主体」と基本理念 4 のうち「人材育成」を統合（図 1）**

図 1 理念 3 及び 4 の改正案の模式図

理念	現状	改正案
3	地域づくりと一体になった森づくり	持続的な管理体制による森づくり（所有者に代わる森林管理主体・人材育成） 社会全体で支える森づくり（共働）
4	人材育成と共働による森づくり	

前回の委員会では否定的な意見が大多数

- ・ 地域と森林との関わりを断ち切るように見える
- ・ 地域と関連した取組の実施根拠が無くなる

条文の改正案を取り下げ、今後も地域づくりと一体になった森づくりを進める

- ・ 市全体の方針として、山村条例をはじめ地域づくりを重視しており、今後も地域づくりと一体になった森づくりを進めていく

次期構想の方針

20 年間で目指す姿

- ・ **地域で森林に関わる人が増加し、地域による森づくりが継続的に**行われている状態

対象となる取組（図 2）

- ・ **地域づくりと一体になった森づくり**
 - 地域づくりにも寄与
- ・ 地域づくりに直接的には寄与しない、**地域による森づくり**も対象
 - 地域による森林整備や管理

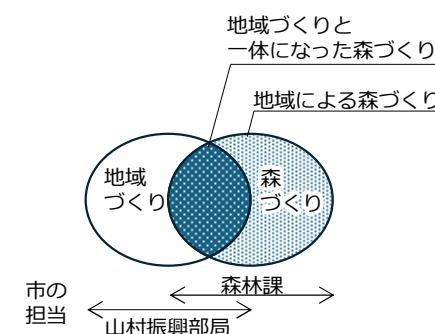


図 2 対象とする地域づくり及び森づくりの取組

- ・ 対象外：森づくりに直接的には寄与しない地域づくり
 - 山村振興部局に委ねる

現状と課題

- ・ **地域づくりと一体になった森づくり**
 - 倒伏等により住居に被害を及ぼす恐れのある危険木の伐採支援（定住促進に寄与）
 - 林業以外で森林を活用する取組（押井町）
⇒ **今後は取組の種類の増加や横展開が必要**
- ・ **地域による森づくり**
 - 地域森づくり会議（地域における森林整備・管理のための組織）が **123 会議**（令和 7 年度現在）
 - 現状はおもに**団地化を実施**
 - 令和 14 年度末までには団地化が概ね完了見込み
⇒ **地域森づくり会議の今後の活動について検討が必要**

⇒ これら課題解決に向けて、**次回森づくり委員会までに方針と取組を整理**

ポイント：地域の高齢化と過疎化の現状を踏まえ、地域の負担感が少ない取組となるように配慮する

基本理念4「人材育成と共働による森づくり」について

条 例（第3条（4））

現在の条文

- 継続的な森林管理を行うためには、**多様な人材が必要**なことから、森づくりの**担い手を育成**するとともに、**市民との共働による森づくり**を推進すること

前回の条例改正案

- 森づくりの担い手となる「**人材育成**」を**基本理念3に移動**することに伴い、「市民との共働による森づくり」と「森林環境教育」のみを対象

前回の委員会でのご意見

- 特になし

条例の改正案を取り下げる理由

- 基本理念3に「人材育成」を移動させる必要性が無くなったため

次期構想の方針

- 人材育成について、作業員の確保と育成に重点（令和7年度第3回とよた森づくり委員会）
- 多様な人材の一つとして、前回の条例改正案である、**所有者に代わる新たな森林管理主体の検討**を追加

森づくり委員会について

条 例（第20条）

現在の条文

- 基本理念に基づき森づくりを推進するため、とよた森づくり委員会（以下「委員会」という。）を置く。

前回の条例改正案

- 森づくり委員会に代わり、**専門家に個別にヒアリング**を行う制度に変更
← 議論をより深めるため

前回の委員会では否定的な意見が大多数

- 委員会のメリット（**多様な視点**による議論の整理、**透明性**）を踏まえると、存続させることが望ましい
- 個別にヒアリングするだけでなく、**分科会**も有効

条例の改正案を取り下げ、森づくり委員会を継続

- ただし、議論をより深めるため、**個別ヒアリングや分科会を併用**することを次期構想に記載

次期構想の方針

- 令和10年度以降は個別ヒアリングや分科会を必要に応じて実施
 - 個別ヒアリングや分科会：専門的な意見聴取の場
 - 委員会：多様な意見を聴取し、施策をまとめる場
- ⇒ これらを役割に応じて組み合わせることにより、施策の質を高める

次期構想案のまとめ

	現行	前回改正案（R7 第3回）	今回の提案
基本理念3	〈地域づくりと一体になった森づくり〉（p23） ・定住促進と就業機会確保 ・都市と山村の交流 ・おいでん・さんそんセンター等の各種取組との連携 ・森林文化継承	〈 持続的な管理体制による森づくり 〉 ・ 地域組織による森づくりの推進（森づくり会議） ・ 新たな森林管理の仕組みの検討と構築 ・人材の確保と育成の推進	〈地域づくりと一体になった森づくり〉 ・次回委員会にて提案
基本理念4	〈人材育成と共働による森づくり〉（p21-24） ・市民の活動支援 ・人材育成 ・森林環境教育 ・普及啓発	〈 社会全体で支える森づくり 〉 ・共働と参加 ・森林環境教育 ・普及啓発	〈人材育成と共働による森づくり〉 ・市民の活動支援 ・人材育成 ・ 新たな森林管理の仕組みの検討と構築 ・森林環境教育 ・普及啓発
－	〈森づくり委員会〉（p25）	〈 森林政策アドバイザー（個別ヒアリング） 〉	〈森づくり委員会＋ 分科会 または 個別ヒアリング 〉

太字：現行の構想からの主要な変更点